

万代サービスセンター:中央区万代4-1-8 文光堂ビル2階

TEL: 025-374-5410(北区, 東区)

営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

白山サービスセンター:中央区白山浦1-614-5 白山ビル1階

TEL: 025-234-5252(中央区, 江南区, 秋葉区, 南区, 西区, 西蒲区)

営業時間 平日8:30~18:00 土曜日8:30~12:00

編集発行:新潟市 住環境政策課

減免申請の受付がはじまります

いるのではいいないできょうできょうかいいっちゅうかい

令和2年度の市営住宅家賃・駐車場使用料の減免申請を 3月16日(月)から受け付けます。下記に該当する方で、 令和2年度の減免を希望される方は、申請してください。 問い合わせ・申請先は担当サービスセンターとなります。

〈家賃の減免を受けることができる世帯〉

- 〇世帯全員の収入合計額が生活保護基準以下の世帯 (障害年金など非課税分も含む)
- 〇長期入院のため、生活保護の住宅扶助費が停止されている世帯
- 〇天災及び火災により(家内にある)家財に著しい損害を受けた世帯

〈駐車場使用料が減免される方〉

- 〇自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- ○駐車禁止除外指定者許可証の交付を受けている方

☆減免は自動的に更新されません。毎年度、申請が必要です☆

- 注)4月分から減免を受けるためには、4月24日(金)までに申請してください。
- 注)5月以降に申請された場合は、申請月の翌月分から減免となります。
- 注) 減免を申請しても、不承認となる場合もあります。
- 注) 家賃・駐車場使用料に未納がある方は減免を受けられません。

手洗いと咳エチケットの徹底を

- ▼ 感染症対策の基本は,「手洗い」や「マスクの着用を含む ◆ 咳エチケット」です。
- ♦ <u>外出先からの帰宅時</u>や<u>調理の前後</u>, <u>食事前</u>などこまめ
- ◆ に手を洗いましょう。また、くしゃみや咳が出るときは、マ◆ スクを着用し、とっさの時は<u>袖や上着の内側で覆う</u>などし◆ ましょう。
- 、 、 感染症対策へのご協力をお願いします。

自治活動にご協力ください

- 市営住宅は、入居者のみなさんで共同して自治会などを 組織し、維持管理・運営されています。敷地内の清掃や
- <u>除草, 低木伐採についても, 入居者のみなさんで協力し</u> て行っていただいております。
- ・ 円滑な運営のために、自治活動への積極的な参加をお ・ 願いします。

お問い合わせ先はサービスセンターのままです

- 住環境政策課は令和2年5月7日(木)からふるまち庁舎
- ▶ 6階へ移転しますが今後も引き続き,市営住宅に関する
 - お問い合わせ先は担当サービスセンターとなります。



住みよい環境のために~入居者どうしで協力を~

●共用部のマナ



敷地内の共有部に個人で花を植えたり、野菜栽培などをしている方がいらっしゃいま すが共用部の個人使用は認めていませんのでやめましょう。また. 廊下・階段のほか ◇ 集会所等の共用部では喫煙はご遠慮いただくようお願いします。

●火災には十分注意し避難経路の確保を

新潟市ではタバコ火災やコンロ火災が放火火災に次いで多く発生しています。タバコ < の火は水をためた灰皿につけるなどして、しっかりと消火する、料理中はコンロの側を◆ 離れないなど火災には十分注意しましょう。

また、市営住宅の廊下・階段などの通路やベランダは、火災や地震など緊急時の避 **難経路となります。安全で安心して生活するためにも、通路に私物を置くなどの個人** 使用やベランダにプランターや植木鉢を置いたりつるしたりすることはやめましょう。

●騒音トラブルにならないために



大きな音は上下階や両隣に響きます。

普段の生活でおこる生活音を避けることは難し◆ いですが、床を鳴らすような激しい動き等は出来るだけ避け、特に深夜や早朝などは 大きな音をださないよう、お互いに気を付けましょう。

●ペットの飼育は禁止です



ペットの飼育について苦情が多く寄せられています。

入居時の説明会でもお知らせしてありますが、市営住宅では、ペットの飼育を禁止し ています。共同住宅で快適に生活していくためには、みなさまひとりひとりの協力が必◇ 要不可欠です。

☆市営住宅使用のしおりを. いま一度ご確認ください☆

◇各種の届出・申請◇

以下に該当する場合は届出・申請が必要になります。

- 届出・申請の手続きについては、担当サービスセン ターにご相談ください。
 - 各申請書は市ホームページからもダウンロードできま
 - ①市営住宅を退去する・駐車場を返還する場合
 - →市営住宅(駐車場)返還届
 - ②入居者の親族が市営住宅に同居する場合
 - →市営住宅同居申請書
 - ③入居家族に異動(出生・死亡・転出・婚姻等)があっ た場合
 - →市営住宅入居家族異動届
 - ④市営住宅名義人・市営住宅駐車場の名義人が死亡 または退去した場合
 - →市営住宅(駐車場)承継申請書
 - ⑤市営住宅の駐車場の使用を必要とする場合
 - →市営住宅駐車場使用許可申請書
 - ⑥駐車場使用決定の内容(使用者・車両等)に変更が あった場合
 - →駐車場使用変更届書
 - ⑦自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)が必 要な場合
 - →自動車保管場所使用承諾証明申請書
 - ⑧居室内に手すりを設置したり、電気容量を変更した い場合
 - →市営住宅模様替又は増築工事申請書

※20日以上住宅を空ける場合は **担当サービスセンターにご連絡ください。**

